

金銭信託型上場投資信託の上場制度の整備等について（案）

平成 21 年 5 月 19 日  
株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>I 改正趣旨</p> <p>II 内容</p> <p>1 金銭信託型の内 国 E T F の上場制 度の整備</p> <p>(1) 上場審査基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国 E T F（上場投資信託）市場には日本株指数を連動対象とする銘柄を中心に 72 銘柄（重複上場を除く）が上場されているが、欧米市場では複数国の上場株式を対象とする E T F や商品価格に連動する E T F が多数上場され、E T F の多様化が一層図られている。</li> <li>・ この点、我が国においても関係法令が整備され、銘柄多様化が見込める金銭信託型 E T F の上場が可能となったことから、当社においても、E T F の品揃えを拡充させるため、E T F 上場制度等の見直しを実施することとする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内国 E T F 上場制度では、金銭信託・現物交換型及び現物設定・現物交換型（以下「現物交換型」という。）の投資信託の受益証券のみ上場を可能としているが、新たに金銭信託・金銭解約型（以下「金銭信託型」という。）の投資信託の受益証券の上場制度を整備することとする。</li> <li>・ 上場申請銘柄が、証券投資信託（公社債投資信託を除く）であること。</li> <li>・ 投資信託約款において以下の事項が記載されていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 金融商品取引所に上場されること。</li> <li>b 取得申込みの勧誘が公募により行われること。</li> <li>c 一部解約に係る換価の方法</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E T F 市場は平成 13 年 7 月に開設した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現物交換型は投信法施行令第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定されている。</li> <li>・ 現行上場対象である現物交換型に加え、金銭信託型の証券投資信託の上場を認めることとする。</li> <li>・ 現物交換型の交換に相当する行為として一部解約を認めることとし、適切な方法により一部解約が行われることを求</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 上場廃止基準</p> <p>2 カウンター・パーティーの信用リスクを伴うETFへの対応</p> <p>3 その他</p>	<p>d 上場した全ての金融商品取引所において上場廃止となった場合には、信託を終了させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の上場審査基準は、現物交換型と同様とする。</li> <li>・ 証券投資信託でなくなった場合</li> <li>・ その他の上場廃止基準は、現物交換型と同様とする。</li> </ul> <p>・ ETFのうち、カウンター・パーティーの信用リスクを伴う有価証券等（いわゆるリンク債やOTCデリバティブ等）を投資信託財産等とするものについて、投資者保護の観点から、上場審査基準及び適時開示基準を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資信託約款，信託約款，その他これに類する書類の変更を決定した場合及び内閣総理大臣等へ届出を行うことを決定した場合の適時開示について，軽微基準を設ける。</li> <li>・ その他所要の改正を行う。</li> </ul>	<p>めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資者保護のための適切な措置が講じられていること及びカウンター・パーティーに係る適時開示を求めることとする。</li> <li>・ 投資信託約款等に関する開示事項における軽微基準とは，法令の改正に伴う記載表現のみの変更及び本店所在地の変更等をいう。</li> <li>・ 不動産投資信託証券等についても同様の改正を行うこととする。</li> </ul>
<p>Ⅲ 施行日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 21 年 7 月を目途に施行する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	